

## ソフトウェア・ライセンスに関する一般契約条件

この一般契約条件（以下「本契約条件」という）は、東京都港区東新橋2丁目3番17号に本店を有するオートフォームジャパン株式会社(以下“AF-JP”という) がオートフォームのソフトウェア製品の使用に關しすべての使用者（以下「ライセンシー」という）に提供する一切のライセンスに適用される。オートフォームのソフトウェア製品を注文、インストール、コピーまたは他の方法で使用するにより、ライセンシーは、本契約条件に拘束されることに同意したこととなる。ライセンシーが提示する本契約条件に一致しない、またはこれと反する条件はいかなるものも無効であって、AF-JP が特に書面で同意した場合を除き、効力を生じるものではない。

### 1. ライセンスの許諾

- 1.1 本契約条件に基づき、AF-JP は、ライセンシーに対し、別途適用される契約書（以下「該当契約書」という）に記載される該当ライセンス期間（以下「当初期間」または「更新期間」という）および施設において、選択されたライセンスの種類（該当契約書に定める「ノードロック・ライセンス」または「フローティング・ライセンス」）に応じて、該当契約書に記載されるオブジェクトコード形式による両当事者が本契約を締結する日に存在するソフトウェアのバージョンならびに本契約に基づき AF-JP がライセンシーに提供するその更新版およびアップグレード版の一切（以下「ライセンス・ソフトウェア」という）の本使用を行い、また、マニュアル、技術仕様書およびトレーニング資料など、AF-JP が適宜提供する公表済みのあらゆるライセンス・ソフトウェア関連ドキュメンテーション（以下「ライセンス・ドキュメンテーション」といい、ライセンス・ソフトウェアおよびライセンス・ドキュメンテーションを以下総称して「ライセンス製品」という）を使用する、非独占的、譲渡不能かつ取消可能なライセンスをここに許諾する。なお、AF-JP は、ライセンス製品に關連する一切の知的財産権を有するスイスにある関連会社である AutoForm Engineering GmbH(以下「AF」という)からそのようなライセンスを許諾する権限を正式に与えられている。ライセンス製品に含まれる知的財産権は AF の様々な知的財産権（以下「AF パテント」といい、<http://www.autoform.com/en/legal/>に掲げられている）によって保護されている。ライセンス製品を使用するために必要な範囲で、かつ、ライセンス製品に關してのみ、AF に権限を付与されている AF-JP は、ライセンシーに対し、適用されるライセンス期間中、AF パテントを使用する非独占的、譲渡不能かつ取消可能なライセンスをここに許諾する。

本契約において「本使用」とは、該当契約書に記載されるライセンシーの施設（以下「許諾施設」という）に設置された、該当契約書に記載されるハードウェア・プラットフォームおよびオペレーティング・システム（以下「指定機器」という）を用いて、全部または一部を問わず、ライセンス・ソフトウェアの記憶領域に読み込んだり、記憶領域から読み出したり、ライセンス・ソフトウェアを実行したりすることをいう。許諾される本使用の権利には、法の適用その他によるかを問わず、本契約で許諾される権利を第三者に譲渡、賃貸、サブライセンスその他の方法で提供したり、そのような譲渡、賃貸、サブライセンスその他の方法による提供を認めたりする権利を含まない。また、許諾施設外からコンピュータ・ネットワークに限らず、何らかの手段で指定機器にアクセスしてライセンス・ソフトウェアを使用する権利も含まない。AF-JP の書面による事前の同意なくして上記のいずれかを試みた場合は、無効とし、下記第 10.3 条に定める是正不能の契約違反とみなされる。

ライセンス製品は、<http://www.autoform.com/en/legal/3rdPartyProducts> に記載のサ

ードパーティのソフトウェアおよびドキュメンテーションを含む場合があり、そのソフトウェアおよびドキュメンテーションは、サードパーティのライセンス条件により課される義務または制限が適用され、ライセンス製品に関連して、各ライセンス許諾期間中に限り、ライセンシーのみによって使用されるものとする。

- 1.2 本契約に明示的に定める場合を除き、ライセンス製品またはそのコピーもしくは変更版にかかわる権利、権原、ライセンス、利益その他の財産権は、明示、黙示その他を問わず、ライセンシーに付与されるものではない。ライセンシーは、ライセンス製品に含まれる無関係の第三者から提供された部分を除き、ライセンス製品およびそのすべてのコピーならびに修正版、改良版、派生物その他の変更版が AF-JP または AF-JP が管理するか、これに管理されるか、またはこれと共同の管理に服するあらゆる形態の法人（以下「関連会社」という）の独占的財産であり、その重要な営業秘密を構成することを了解し、これに同意する。
- 1.3 サードパーティのライセンス製品の場合、各サードパーティは、自己が提供したライセンス製品の権原および所有権の一切を保有し、ライセンシーは、そのサードパーティ製品の使用に適用される条件に服し、それを順守する。

## 2. 提供およびインストール

- 2.1 ライセンシーから発行されるライセンス・ソフトウェアの注文書の受領および本契約の締結を条件として、AF-JP はライセンシーに対し、ライセンシーが各ライセンス期間中ライセンス製品の本使用を行えるようフル・ライセンスキーを提供する。
- 2.2 ライセンシーは、その責任において、許諾施設に設置された指定機器にライセンス・ソフトウェアをインストールする。
- 2.3 有効なライセンス期間の満了時、AF-JP は、自己の単独の裁量により、ライセンシーに対する 180 日間の書面による事前通知をもって、指定機器（ハードウェア・プラットフォームまたはオペレーティング・システム）におけるライセンス・ソフトウェアの利用可能性を変更することができる。
- 2.4 ライセンシーは、指定された書面によって指定機器を変更する旨の要請を AF-JP に提出することができる。その要請書には、シリアル番号およびプロセッサの種類など、従来および後継の指定機器の明細を記載し、AF-JP は、自己の単独の裁量により、それを承諾することができる。ライセンシーは、従来の指定機器でライセンス・ソフトウェアの本使用が行われていない旨の証明書を AF-JP に提出しなければならない。ライセンシーが従来の指定機器でその後ライセンス・ソフトウェアの本使用を行った場合、AF-JP は、追加のライセンス料を請求することができ、従来の指定機器がライセンス・サーバーである場合、AF-JP は、そのライセンス・サーバーに関連する各フローティング・ライセンスのライセンス料を請求することができる。

## 3. 保守およびサポート

- 3.1 本契約期間中、AF-JP は、ライセンス・ソフトウェアのインストールおよび本使用に関する指示および助言をライセンシーに与え（以下「技術支援サービス」という）、ライセンシーの連絡担当（該当契約書に記載する）との間で電話、電子メール、インターネットまたはテレファクス通信を用いて、AF-JP の通常の業務時間中、ライセンシーがライセンス・ドキュメンテーションに記載の重要な機能を実行するために、ライセンス・ソフトウェアのエラー、不具合および欠陥を診断するのを支援し（不測、不正確または無効な結

果が得られた場合を除く)、また、それらを修正するか、回避策を提案するよう合理的な努力を払う(以下「保守サービス」という)。保守サービスには、サードパーティのライセンス製品の修正を含まず、ライセンシーが本契約またはライセンス・ドキュメンテーションに従いライセンス製品の本使用を行わなかったため必要となった支援を含まない。

3.2 AF-JP は、自己の単独の裁量により、技術支援サービスおよび保守サービスの実施、ライセンシーに対するライセンス製品およびライセンスキーの提供ならびに AF-JP に対する支払額の請求および回収を、該当契約書または AF-JP からライセンシーに宛てる書面通知に記載される AF-JP 指定の第三者に適宜委託することができる。

3.3 AF-JP は、最新バージョンのライセンス製品に限り、保守サービスを提供する義務を負う。他のバージョンの保守サービスは、AF-JP の単独の裁量により提供される。

#### 4. ライセンシーの義務

4.1 AF-JP からライセンシーに許諾される各ライセンスにつき、ライセンシーは、適切な訓練を受け、適切な資格および権限を有する従業員(以下「エンドユーザー」という)のみに、本契約に従いライセンス・ソフトウェアの本使用を行うことを認める。本契約において、「権限を有する従業員」とは、ライセンシーの正社員または正社員と同様の職務に従事するために他の会社から採用された契約社員をいい、そのような他の会社は、主要な事業収益が AutoForm と競合せず、また、主要な事業がスタンピング関連製品(金型設計、金型工程計画、金型、ヘミング治具および他の AutoForm の技術を使用することで明らかに強化されるものを含み、これらに限らない)の販売でないものとする。

4.2 ライセンシーは、本契約第 3 条に定める AF-JP の義務の履行のため、またはライセンシーによる本契約条件の順守を確認するために AF-JP が合理的に求める情報、文書、技術支援および指定機器のアクセス権をすべて AF-JP に提供する。ライセンシーがこれらを AF-JP に提供できないか、提供しなかった場合、AF-JP は、第 3 条に基づく義務を免じられる。

4.3 ライセンシーは、AutoForm の競合業者のためにライセンス製品を用いてシミュレーションの計算を行ったり、ライセンス製品を用いて計算したシミュレーション結果を AutoForm の競合業者に提供したりしてはならない。

4.4 本契約に基づき提供されるライセンス製品はすべて、当該地の輸出管理法令に従うものであり、アメリカ合衆国の輸出管理規則および同国の禁輸国リストなど、他国の輸出入法令を適用される場合もある。各当事者は、そのような法令の一切を自己の単独の費用負担で順守する責任を負うことを了解する。

4.5 ライセンシーは、バックアップ用に限り、ライセンス製品の全部または一部をコピーすることができ、損傷を受けたコピーと交換する以外の目的で、そのコピーを使用してはならない。全部または一部を問わず、ライセンス製品のすべてのコピーには、AF-JP から提供されたライセンス製品に表示されているとおりに、AF-JP の制限事項および財産権の表示をすべて付すものとする。

4.6 ライセンシーは、ライセンス製品またはその一部の修正、リバース・エンジニアリング、翻訳、逆アSEMBルまたは逆コンパイルを行わないことに同意する。ただし、この制限が適用法により明示的に禁じられている場合は、この限りでない。

4.7 ライセンシーは、ライセンシーによる本契約の順守を確認するため、ライセンシーの施設、記録及びライセンス製品の本使用を AF-JP が監査することに同意する。監査は事前の通

知の後、ライセンシーの通常の営業時間内に、その事業活動を妨げない態様でなされるものとする。ライセンシーが AF-JP に対し料金や使用料を支払っていないこと、または、ライセンス製品を許可されていない態様で使用していることが判明した場合、ライセンシーは、AF-JP に対し、支払い期限到来済の金額に月利 1%（ただし、適用される法律の上限を超えない利率とする）を加算した額を支払い、監査に要した合理的な費用を弁償する。なお、AF-JP は法的措置をとる権利を妨げられるものではない。さらに、ライセンシーは、AF-JP が、その製品の無許諾の使用（著作権侵害・海賊版）を防止するため、ライセンス製品のライセンシング又はアクティベーション機能に関する許可のない変更を特定する目的で、ソフトウェアの機能を利用してデータを収集することを認める。

## 5. 料金その他の請求額

- 5.1 ライセンシーは AF-JP に対し、本契約第 2.1 条および該当契約書に記載の支払条件に従い、該当契約書に記載される特定期間の年間ライセンス料を相殺や控除することなく支払う。なお、AF-JP は、ライセンシーとの協議・合意により、年間ライセンス料を値上げすることができるものとする。
- 5.2 AF-JP による本契約第 3 条に基づく義務履行の対価として支払われる保守料は、年間ライセンス料に含まれており、ライセンシーに別途請求されることはない。本契約第 3 条に基づく AF-JP の義務の範囲外でサービスが提供された場合は、AF-JP のその際のレートで時間および内容に応じてライセンシーに請求がなされる。
- 5.3 適用されるすべての請求は、該当契約書に記載される場所に従い、各ライセンス期間の支払日に支払期限が到来し、AF-JP に支払われる。一切の不払いについて、月利 1%（ただし、適用される法で許容される最高利率は超えない）の利息が適用される。

## 6. 知的財産権の補償

- 6.1 本契約期間中のライセンシーによるライセンス製品の通常の操作、占有または使用により、第三者の知的財産権が侵害されている旨の請求がなされた場合、AF-JP は、そのすべての請求につきライセンシーを補償し、防御する。ただし、ライセンシーが (a) 知的財産権侵害請求につき遅滞なく AF-JP に通知し、(b) 知的財産権侵害請求の防御および和解を単独で支配する権利を AF-JP に与え、AF-JP の明示的な指示による場合を除き、賠償責任を認めたり、その他の方法でその請求を解決または和解したりせず、かつ、(c) その防御にあたり AF-JP と協力することを条件とする。
- 6.2 ライセンシーは、第 6.1 条の定めを順守するにあたりライセンシーに生じた合理的な費用を弁償される。
- 6.3 本製品が侵害主張の対象となる場合または AF-JP がその対象になると考える場合、AF-JP は、自己の費用負担および裁量により、(a) 本契約の条件のもとで本製品の使用を継続する権利をライセンシーのために取得する、(b) ライセンス製品と機能において本質的に同等な製品と交換、または、ライセンス製品が権利侵害なくかつ機能において本質的に同等となるよう修正する、または(c) 侵害主張が生じた本製品に対して支払われたライセンス料の一部をライセンシーに対し返還する、のいずれかの対応をとるものとします。
- 6.4 権利侵害がライセンス製品の不当な使用、改変、修正または調整に起因する場合、AF-JP は、その侵害に対する責任を一切負わない。
- 6.5 ライセンシーが本製品にかかわる知的財産権を侵害した場合、ライセンシーは、その侵害

に起因または関連する損害、損失、賠償責任および費用の一切につき、AF 及び AF-JP を補償し、防御し、免責することに同意する。この義務は、本契約の満了または解除後も存続する。

## 7. 保証

- 7.1 AF-JP は、ライセンス・ドキュメンテーションに実質的に一致するライセンス・ソフトウェアを引き渡し、本契約期間中、ライセンス・ソフトウェアの不一致が生じた場合は、自己の裁量によりそれを修正または交換する。ただし、ライセンシーが適用されるすべての契約条件を完全に順守していることを条件とする。適用法により認められる最大の範囲において、ライセンス製品の性能またはライセンス・ソフトウェアと共に提供される主要なシミュレーション用データファイルの正確性については、これ以上の保証を行わない。
- 7.2 ライセンシーは、ライセンス・ソフトウェアが必ずしも正確または有効と証明されていない最先端の数学的・物理的アルゴリズムを使用しており、第 7.1 条を除き、かつ、適用法により認められる最大の範囲において、ライセンス製品の商品性または特定目的適合性の黙示の保証など、明示または黙示のいかなる保証もなく、ライセンス製品が「現状有姿」条件で提供されることを了解する。
- 7.3 ライセンシーは、いかなる場合においても、自己の意図する目的および予定する用途のためのライセンス製品の選択、その適合性および効率性につき自身で責任を負い、その使用に起因または関連するすべての危険を負担するものとし、適用法により認められる最大の範囲において、AF-JP に対するこれに関連する一切の請求権を放棄する。

## 8. 責任の制限

- 8.1 本契約の全部もしくはその一部（その締結および履行を含む）からまたはこれらに関連して、AF-JP が負担する最大の責任は、それが AF-JP の故意又は重過失によるものでない限り、その請求権が生じた日以前の 1 2 カ月間にライセンシーが AF-JP に支払った正味金額を上限とする。

適用法により認められる最大の範囲において、いずれの当事者も逸失利益、第三者の請求、競合優位性、貯蓄もしくは収益の類、または業務コストの増加など、間接、付随的、派生的、懲罰的、特別または信頼利益の損害（賠償）については、他方当事者に対し責任を負わない。

- 8.2 当事者の責任が排除または制限される場合、これは、その当事者の従業員、代理人および関係会社ならびに本契約に基づく契約義務の履行にあたり AF-JP が採用する者にも適用される。

## 9. 秘密保持

- 9.1 本契約に明示的に定める場合を除き、他方当事者に提供される情報は、秘密情報とみなされない。ライセンシーは、ライセンス製品およびその関連情報が AF および AF-JP の秘密情報とみなされることを了解し、そのような情報は、自己の従業員および本契約履行に関与するスタッフのうち、本契約に基づきライセンシーがライセンス製品の本使用を行うためにその情報を入手する必要がある、かつ、本契約に定める条件と少なくとも同程度に厳格な秘密保持条件に拘束される者に開示する場合を除き、全部または一部を問わず、開示されないことを了解する。ライセンシーは、本契約履行に伴う場合に限り秘密情報を使

用することに同意し、秘密情報の秘密性を保護し、その開示および不正使用を回避するために最善の努力を払うことに同意する。上記の定めを制限することなく、ライセンシーは、少なくとも自己の最も秘密性の高い情報を保護するために通常用いる手段を講じ、本契約の終了時に、受領した秘密情報をすべて破棄する。

- 9.2 秘密情報には、(a) 公知であるか、本契約違反によらずして公知となった情報、(b) AF-JP からその情報を開示される前にライセンシーが知っており、書面による記録をもって証明できる情報、または (c) その情報を合法的に占有する第三者から、秘密保持義務なしにライセンシーに開示された情報を含まない。
- 9.3 差止命令による救済：ライセンシーは、自己の秘密保持義務の違反またはそのおそれが生じた場合、AF-JP または関連会社に相当かつ回復不能の損害をもたらすおそれがあることから、AF-JP または関連会社が他の利用可能な救済手段のほか、差止命令による救済を求めうることを了解する。
- 9.4 本第 9 条に定める秘密保持義務は、本契約が引き続き有効である限り存続し、本契約の解除または満了後も 5 年間存続する。

## 10. 本契約の期間および終了

- 10.1 **期間**：本契約は、両当事者が正式に締結した日に効力を生じ、該当契約書に記載される両当事者間で合意するライセンス期間の終了日または下記第 10.2 条もしくは第 10.3 条に基づく本契約解除日まで継続する。当初期間終了後、本契約および本契約で許諾されたライセンスは、下記第 10.2 条または第 10.3 条に従い AF-JP またはライセンシーにより解除されるまで、連続する更新期間につき自動的に更新される。ただし、更新された場合のライセンスには、AF-JP のその時点の価格が適用されるものとする。
- 10.2 **自己都合による解除**：ライセンシーまたは AF-JP は、60 日間前の書面通知をもって、該当ライセンス期間の終了時に本契約を自己都合により解除することができる。
- 10.3 **正当な事由による解除**：各当事者は、他方当事者による重大な違反が生じた場合において、その違反に関する書面による催告の受領後 30 日以内にそれが是正されないときは、本契約を解除することができる。上記にもかかわらず、各当事者は、不履行が是正不能であるか、他方当事者が支払不能となったか、任意または強制を問わず、破産法上の保護を求めた場合、是正期間を与えることなく、本契約を解除することができる。
- 10.4 **本契約終了の影響**：本契約が終了した場合、未払金額はすべて、直ちに支払期限が到来し、支払われるものとし、本契約で許諾されたライセンスは、自動的に失効する。ライセンシーは、ライセンス製品の本使用を直ちに停止し、部分コピーを含むライセンス製品のコピーをすべて破棄したうえで、破棄の証明書を AF-JP に送付するか、AF-JP の個別の要請に応じてライセンス製品を返却する。正当な事由をもってライセンシーにより本契約が解除された場合、AF-JP はライセンシーに対し、前払いされた各ライセンス期間の料金を直線的に比例配分して返金する。他のすべての場合については、本契約に基づきライセンシーにより支払われた金員は、AF-JP が引き続き保有する。

## 11. 一般条項

- 11.1 本契約のいずれかの条項が適切な管轄権を有する裁判所により無効、違法または執行不能と判示された場合、その条項は、本契約から分離されたものとみなされ、残余条項の有効性および執行力に影響を及ぼさない。両当事者は、代替条項につき合意に達するよう遅滞

なく努めることに合意する。

- 11.2 ライセンシーは、AF-JP が本契約の正当な履行に必要なとされる両当事者間の事業上の関係から生じる、またはこれに必要な一切のデータおよび情報（ライセンシーやその補助者に関する契約書類や情報を含むがこれに限定されない）を保管し、使用することに同意する。このようなデータは、ライセンシーが設立された国の内外で使用または記録される場合があり、サービスを提供するため、法的要求を満たすため、または AF-JP の内部監査もしくは監督の要請のために、AF-JP の関連会社に開示される場合がある。AF-JP が EU2016/679 規則（GDPR\_一般データ保護規則）の第 4 条 1 に定義される意味において個人情報的加工するに限り、AF は、適用されるデータ保護に関する法を順守する。個人情報の加工については、該当契約書に添付されている AF-JP の顧客のためのプライバシー・ポリシー記載のとおりとする。  
（ <https://www.autoform.com/en/legal/customerdataprivacy/>でも入手可能）ライセンシーは、本製品の利用者のすべてにこの顧客のためのプライバシー・ポリシーを提供しなければならない。
- 11.3 その性質上、本契約終了後も存続することが意図されていると合理的に推測しうる一切の条項は、執行可能な権利および義務として存続する。
- 11.4 本契約は、本契約主題に関する両当事者間の完全なる合意であり、口頭または書面を問わず、いずれかの当事者の従前の了解、書面、提案、表明または意思表示の一切に取って替わる。
- 11.5 本契約は、両当事者が正式に署名した書面による場合に限り、修正することができる。
- 11.6 本契約は、日本語版を原本とする。AF-JP が本契約の他の言語の翻訳を提供することを時宜に応じて決定した場合、そのような翻訳は情報提供としてなされるものであり、この日本語版が拘束力を有するものとする。
- 11.7 本契約は、抵触法の原則にかかわらず、日本国法に準拠する。本契約に起因または関連する紛争はすべて、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として解決する。